

	11	同法第29条第1項又は第3項の規定による業務に関する報告の徴収							○	保健所長	
	12	同法第29条第4項の規定による農林水産大臣への報告							○		
	13	同法第30条第1項及び第3項の規定による事業場等への立入検査等の実施							○	保健所長	
	14	同法第30条第4項の規定による農林水産大臣への報告							○		
	15	同法第30条第7項の規定による公表						○			
	16	同法第31条第2項又は第3項の規定による普通肥料等の濃度の制限、禁止又は差控等の取消し							○		
	17	同法第31条第7項の規定による農林水産大臣及びすべての都道府県知事への通知							○		
十七 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第8条の規定による販売者からの届出の受理								○	保健所長
	2	同法第3条第1項及び第3項の規定による報告の命令又は農薬等の集取若しくは立入検査の実施								○	保健所長
	3	同法第3条第2項の規定による農林水産大臣又は環境大臣への報告								○	
十八 農薬取締法施行令（昭和46年政令第6号）第4条の規定より知事の権限に属するものとされた農薬取締法に基づく事務	1	同法第3条第1項の規定による報告の命令又は農薬等の集取若しくは立入検査の実施								○	保健所長
	2	同法第4条第2項の規定による農薬の販売の制限又は禁止							○		
十九 水道法（昭和48年法律第177号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1	同法第22条の規定による専用水道の布設工事の設計の承認								○	保健所長
	2	同法第4条第1項において準用する同法第3条第1項の規定による専用水道の施設の建設等の届出の受理								○	保健所長
	3	同法第6条第1項の規定による専用水道の設置者に対する専用水道の施設の改善の指示及び同法第2項に規定する水道技術管理者の変更の勧告								○	保健所長
	4	同法第6条第3項の規定による簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置の命令								○	保健所長
	5	同法第7条の規定による専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給水の停止の命令								○	保健所長

	6	同法第39条第1項の規定による水道事業者等からの工事の施工状況等についての報告の徴収及び水道の工事現場等への立入検査の実施							○	保健所長	
	7	同法第39条第2項の規定による簡易専用水道の設置者からの簡易専用水道の管理についての報告の徴収及び簡易専用水道の用に供する施設のある場所等への立入検査の実施							○	保健所長	
	8	同法第40条第1項の規定による災害その他非常の場合における水道施設内に取り入れた水の他の水道事業者等への供給の命令及び同条第4項の規定による供給の対価の裁定	○								
二十 水道法 施行令（昭和18年政令第336号） 第4条の規定により知事の権限に属するものとされた水道法に基づく事務	1	同法第6条第1項の規定による水道事業の経営の認可	○								
	2	同法第10条第1項の規定による給水区域の拡張等の認可	○								
	3	同法第11条（同法第11条において準用する場合を含む。）の規定による水道事業の休止又は廃止の許可	○								
	4	同法第13条第1項（同法第31条において準用する場合を含む。）の規定による新設等に係る寒冷施設以外の水道施設等を使用して給水を開始する旨の届出の受理		○							
	5	同法第14条第5項の規定による料金を変更した旨の届出の受理		○							
	6	同法第14条第6項の規定による地方公共団体以外の水道事業者の併合条件の変更の認可	○								
	7	同法第26条の規定による水道用水供給事業の経営の認可	○								
	8	同法第30条第1項の規定による給水対象等の変更の認可	○								
	9	同法第35条の規定による水道事業者又は水道用水供給事業の認可の取消	○								
	10	同法第36条第1項の規定による水道事業者又は水道用水供給事業者に対する水道施設の改善の指示及び同条第2項の規定による水道技術管理者の変更の勧告								○	保健所長
	11	同法第37条の規定による水道事業者又は水道用水供給事業者に対する給水の停止の命令	○								
	12	同法第38条第1項の規定による地方公共団体以外の水道事	○								

食の安全・健康の推進課	<p>一 食品衛生法（昭和23年法律第233号）に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>1 同法第24条第1項の規定による食品衛生監視官の任命</p> <p>2 同法第25条第1項の規定による食品等の検査及び品質検査に合格した旨の表示の付与</p> <p>3 同法第26条第1項の規定による食品等の検査を受けるべき旨の命令</p> <p>4 同法第28条（同法第28条において準用する場合を含む。）の規定による関係者に対する報告の要求、営業の場所等の臨検及び販売の用に供する食品等の検査又は販売の用に供する食品等の取去をさせること。 （一） 西伯圏内との露場に係るもの（食肉衛生検査所の分室に併設に係るもの）</p>	○																															
業都に対する供給条件の変更の認可の申請をすべきことの命令及び同条第2項の規定による供給条件の変更																																	
13 同法第41条の規定による2以上の水道事業者間若しくは2以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間において、その事業を一体として経営し、又はその給水区域の調整を図るべき旨の報告		○																															
14 同法第42条第1項の規定による地方公共団体以外の水道事業者からの当該水道の水道施設等の買収の認可及び同条第3項の規定による買収の縦割りについて水道事業者との協議が調わぬとき等の裁定		○																															
二十一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第9条の9の規定による品質表示に関する指示	○																															
2 同法第20条第2項に規定する品質表示に関する報告の徴収及び立入検査の実施												○	保健所長																				
3 同法第21条第1項に規定する申出の受理及び同条第2項に規定する調査												○	保健所長																				
二十二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和26年政令第91号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第30条第3項に規定する農林水産大臣への報告	○																															

	のみに限る。) (二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
	5 同法第30条第2項 (同法第32条において準用する場合を含む。)の規定による食品衛生に関する監視又は指導を行わせること。 (一) 西伯郡内のと畜場に係るもの (食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの							○	食肉衛生検査所長
								○	総合事務所長
	6 同法第38条第8項の規定による食品衛生管理者の氏名等の届出又は食品衛生管理者の変更の届出の受理							○	総合事務所長
	7 同法第32条第1項の規定による飲食店営業等を営むことの許可							○	総合事務所長
	8 同法第33条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理							○	総合事務所長
	9 同法第34条 (同法第32条において準用する場合を含む。)の規定による食品等の廃棄等の命令 (一) 西伯郡内のと畜場に係るもの (食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの							○	食肉衛生検査所長
								○	総合事務所長
	10 同法第35条第1項の規定による営業の許可の取消し、営業の禁止又は営業の停止							○	総合事務所長
	11 同法第36条 (同法第32条において準用する場合を含む。)の規定による施設の整備改善の命令又は営業許可の取消し若しくは営業の禁止若しくは停止							○	総合事務所長
	12 同法第38条第2項の規定による食品等に起因して中毒した患者又はその疑いのある者について、総合事務所長からの報告の受理及び同法第34項の規定による厚生労働大臣への報告				○				
	13 同法第39条第1項又は第2項の規定による死体を解剖に付することの決定				○				
二 食品衛生法施行規則 (昭和23年厚生省令第23号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第71条の規定による申請事項の変更届の受理							○	総合事務所長

三 鳥取県食 品衛生法施 行条例 (平 成2年鳥取 県条例第7 号) に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同条例第3条第2 項の規定による施設 について、基準の一 部を適用しないこと の決定						○	総合事務所長
四 食品衛生 法施行規則 (昭和49年 鳥取県規則 第2号) に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同規則第7条た だし書の規定による試 薬品の採取量の変更						○	総合事務所長
	2 同規則第3条第1 項の規定による許可 証の交付又は同条例第 3項の規定による再 交付						○	総合事務所長
	3 同規則第15条第1 項の規定による営業 の停止の届出の受理						○	総合事務所長
五 鳥取県魚 介類行商条 例 (昭和40 年鳥取県条 例第9号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同条例第2条第1 項の規定による魚介 類行商を営むことの 許可						○	総合事務所長
	2 同条例第4条の規 定による行商鑑札の 交付						○	総合事務所長
	3 同条例第7条の規 定による行商鑑札の 再交付						○	総合事務所長
	4 同条例第10条第1 項の規定による魚介 類行商者への報告の 請求又は検査の実施						○	総合事務所長
	5 同条例第11条の規 定による食品衛生上 の危害の発生を防止 するため必要は措置 の命令						○	総合事務所長
	6 同条例第12条の規 定による営業の停止 の命令又は魚介類行 商の許可の取消し						○	総合事務所長
六 鳥取県魚 介類行商条 例施行規則 (昭和40年 鳥取県規則 第2号) に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同規則第5条の規 定による魚介類行商 の許可に係る営業用 の容器への標識のな り付け						○	総合事務所長
	2 同規則第9条の規 定による許可申請書 の記載事項の変更こ 係る変更届の受理						○	総合事務所長
	3 同規則第10条の規 定による魚介類行商 の廃業に係る廃業届 の受理						○	総合事務所長
七 調理師法 (昭和33年 法律第147 号) に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第3条の2第 1項の規定による調 理師試験の実施				○			
	2 同法第5条第3項 の規定による調理師 免許証の交付					○		
	3 同法第6条の規定 による調理師免許の 取消し					○		
八 調理師法 施行令 (昭 和33年政令 第303号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同令第1条第1項 の規定による調理師 の名簿の訂正					○		
	2 同令第2条による 調理師の名簿の登録 の削除					○		
	3 同令第3条第1項 の規定による調理師 免許証の書換え交付					○		
	4 同令第4条第1項 の規定による調理師 免許証の再交付					○		

九 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による製菓衛生師試験の実施					○													
	2 同法第7条第2項の規定による製菓衛生師の免許又は同条第3項の規定による製菓衛生師免許証の交付					○													
	3 同法第8条の規定による製菓衛生師の免許の取消し					○													
十 製菓衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条第1項の規定による製菓衛生師の名簿の訂正					○													
	2 同令第4条第2項の規定による製菓衛生師の名簿の登録の消除					○													
	3 同令第5条第1項の規定による製菓衛生師免許証の書換え交付					○													
	4 同令第6条第1項の規定による製菓衛生師免許証の再交付					○													
十一 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成6年鳥取県条例第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条第1項及び第3項の規定によるふぐ処理師の免許及び免許証の交付					○													
	2 同条例第4条第2項の規定によるふぐ処理師名簿の登録					○													
	3 同条例第4条第4項の規定による免許証の書換え					○													
	4 同条例第4条第5項の規定による免許証の再交付					○													
	5 同条例第5条の規定によるふぐ処理師試験の実施					○													
	6 同条例第6条第3項の規定によるふぐ処理師試験委員の委嘱又は任命					○													
	7 同条例第9条第2項の規定による意見の聴取					○													
	8 同条例第11条の規定によるふぐ処理師免許の取消し					○													
	9 同条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱 営業の認証												○						総合事務所長
	10 同条例第12条第3項の規定による認証 営業台帳の登録及び 認証証の交付												○						総合事務所長
	11 同条例第12条第4項の規定による認証 証の書換え												○						総合事務所長
	12 同条例第12条第5項の規定による認証 証の再交付												○						総合事務所長
	13 同条例第14条第3項の規定による認証 営業者の地位の承継												○						総合事務所長



	10	同法第7条第1項の規定によると畜場の意図者等からの報告の徴収又はと畜場への立入検査等							○	食肉衛生検査所長
	11	同法第8条第1項の規定によると畜場の意図者の取消し又はその施設の使用の制限若しくは停止の命令	○							
	12	同法第8条第2項の規定によると畜場若しくは処理場の業務の停止の命令又はと畜場若しくは処理場の禁止							○	食肉衛生検査所長
十四 と畜場	1	同令第4条第2号の規定によると畜場以外の場所においてと畜すること及びと畜得ない地域の指定又はと畜のと畜場の許可							○	食肉衛生検査所長
	2	同令第7条の規定によると畜場の検査の申請書の受理							○	食肉衛生検査所長
	3	同令第9条の規定によると畜場内で解体された獣畜の肉等で検査に合格したもののへの検印の押印							○	食肉衛生検査所長
十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第0号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第3条の規定による食鳥処理の事業の許可							○	総合事務所長
	2	同法第6条第1項の規定による食鳥処理場の構造等の変更の許可							○	総合事務所長
	3	同法第8条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止の命令							○	総合事務所長
	4	同法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善の命令若しくは使用の禁止又は事業の許可の取消し若しくは事業の停止の命令							○	総合事務所長
	5	同法第13条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令							○	総合事務所長
	6	同法第16条第1項の規定による小規模食鳥処理業者の確認規程の認定及び同条第2項の規定による変更の認定							○	総合事務所長
	7	同法第16条第6項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令							○	総合事務所長
	8	同法第16条第8項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認規程の認定が効力を失う期日の決定							○	総合事務所長
	9	同法第16条第9項の規定による認定小規模食鳥処理業者への技術指導及び助							○	総合事務所長



言									
10 同法第20条の規定による食鳥等を食用に供することができなると認めるとき、又は食鳥のとさつ等により病原体が伝染するおそれがあると認めるときの措置の実施								○	総合事務所長
11 同法第24条第1項の規定による指定検査機関が食鳥検査を委任した旨の厚生労働大臣への報告及び当該指定検査機関の名称等の公示		○							
12 同法第24条第3項の規定による指定検査機関の名称等を変更する旨の公示		○							
13 同法第28条第2項の規定による指定検査機関の業務理由の変更に対する意見の提出		○							
14 同法第29条第2項の規定による指定検査機関の事業計画及び収支予算又はその変更に対する意見の提出		○							
15 同法第31条第2項の規定による指定検査機関に対する食鳥検査の業務の適正な実施のために必要な措置を採るべき旨の指示		○							
16 同法第32条第3項の規定による指定検査機関の食鳥検査の業務の休止又は休止の許可に係る厚生労働大臣への意見の提出		○							
17 同法第34条第1項の規定による指定検査機関に対して食鳥検査を行わせよう旨の通知並びに同法第2項の規定によるその旨の厚生労働大臣への報告及び公示		○							
18 同法第35条第1項の規定による指定検査機関が食鳥検査の業務の休止の許可を受けたとき、厚生労働大臣が指定検査機関に対して食鳥検査の業務の停止を命じたとき、又は天災その他の事由により指定検査機関が食鳥検査の業務を実施することが困難となった場合の検査の実施		○							
19 同法第35条第3項の規定による食鳥検査の業務を行うこととなる旨又は行うこととなる事由がなくなった旨の公示		○							
20 同法第37条第1項の規定による食鳥処理業者等に対する業								○	総合事務所長



	13	同法第30条第4項の規定による農林水産大臣への報告						○	
	14	同法第30条第7項の規定による公表			○				
	15	同法第1条第2項又は第3項の規定による普通肥料等の譲渡等の制限、禁止又は登録等の取消し			○				
十七 農業取締法（昭和23年法律第82号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第8条の規定による販売者からの届出の受理						○	総合事務所長
	2	同法第3条第1項及び第3項の規定による報告の命令又は農業等の集取若しくは立入検査の実施						○	総合事務所長
十八 農業取締法施行令（昭和46年政令第6号）第4条の規定により知事の権限に属するものとされた農業取締法に基づく事務	1	同法第3条第1項の規定による報告の命令又は農業等の集取若しくは立入検査の実施						○	総合事務所長
	2	同法第4条第2項の規定による農業の販売の制限又は禁止			○				
十九 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第9条の9の規定による品質表示に関する指示			○				
	2	同法第20条第2項に規定する品質表示に関する報告の徴収及び立入検査の実施						○	総合事務所長
	3	同法第21条第1項に規定する申出の受理及び同条第2項に規定する調査						○	総合事務所長
二十 理容師法（昭和22年法律第234号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第10条第2項の規定による理容師の業務の停止						○	総合事務所長
	2	同法第1条の規定による理容所の位置等の届出又は届出事項の変更の届出若しくは美容所の廃止の届出の受理						○	総合事務所長
	3	同法第1条の2の規定による理容所の構造設備の検査及び確認						○	総合事務所長
	4	同法第1条の3第2項の規定による理容所の開設者の地位の承継の届出の受理						○	総合事務所長
	5	同法第1条の4第2項の規定による講習会の指定			○				
	6	同法第3条第1項の規定による理容所への立入り及び支拂に接する布片等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査						○	総合事務所長
	7	同法第4条の規定による理容所の標識						○	総合事務所長



		による汚たぐの処理等の業務に従事する者の業務の停止														
		8 同法第10条の規定によるクリーニング所への立入り及びクリーニング所等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査の実施										○		総合事務所長		
		9 同法第10条の2の規定による営業者が法令の規定に違反している場合の必要な措置をとるべき旨の命令										○		総合事務所長		
		10 同法第11条の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖の命令										○		総合事務所長		
		11 同法第12条の規定によるクリーニング師の免許の取消し									○					
二十五	クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第1条の規定によるクリーニング師の免許証の交付、訂正及び交換又は再交付										○				
二十六	興行場法（昭和23年法律第137号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の規定による業として興行場を営むことの許可										○		総合事務所長		
		2 同法第2条の2第2項の規定による営業の承継の届出の受理										○		総合事務所長		
		3 同法第5条の規定による営業者等からの報告の徴収又は立入り及び興行場の換気等の措置の実施状況検査の実施										○		総合事務所長		
		4 同法第6条の規定による業として興行場を営むことの許可の取消し又は営業の停止の命令										○		総合事務所長		
二十七	鳥取県興行場法施行条例（昭和59年鳥取県条例第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条の規定による興行場の設置の場所、構造設備又は措置の基準の緩和等の決定										○		総合事務所長		
二十八	鳥取県興行場法施行規則（昭和59年鳥取県規則第60号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条の規定による興行場営業の変更の届出の受理										○		総合事務所長		
		2 同規則第4条の規定による興行場営業の停止等の届出の受理										○		総合事務所長		
二十九	旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による旅館を営むことの許可										○		総合事務所長		
		2 同法第3条の2第1項又は第3条の3										○		総合事務所長		

		第1項の規定による 営業の承継の承認																	
		3 同法第7条第1項 の規定による営業者 等に対する報告の徴 収及び請求又は営業 の施設への立入り及 びその構造設備等の 検査の実施									○		総合事務所長						
		4 同法第7条の2の 規定による営業の施 設の構造設備の基準 に適合させるために 必要な措置をとるべ きことの命令									○		総合事務所長						
		5 同法第8条の規定 による旅館業の経営 の許可の取消し又は 営業の停止の命令									○		総合事務所長						
三十	旅行業 法施行規則 （昭和29年 厚生省令第 28号）に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同規則第4条の規 定による旅館業の経 営の許可の申請書に 記載した事項の変更 又は営業の停止若し しくは廃止の届出の受 理									○		総合事務所長						
三十一	鳥取 県旅館業法 施行条例（ 昭和33年鳥 取県条例第 43号）に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同条例第5条第2 項の規定による各の 収容定員の基準の緩和									○		総合事務所長						
		2 同条例第6条第3 項の規定による水質 基準に係る届出の受 理									○		総合事務所長						
三十二	公衆 浴場法（昭 和29年法律 第139号） に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同法第2条の規定 による業として公衆 浴場を営营すること の許可									○		総合事務所長						
		2 同法第2条の2第 2項の規定による営 業の承継の届出の受 理									○		総合事務所長						
		3 同法第4条の規定 による伝染性の疾病 にかかっていると認 められる者等に対し て入浴を認めること の許可									○		総合事務所長						
		4 同法第6条の規定 による営業者等に対 する報告の請求又は 公衆浴場への立入り 及び業として公衆浴 場を営营することの 許可に附した条件の 遵守等の状況の検査 の実施									○		総合事務所長						
		5 同法第7条第1項 の規定による業とし て公衆浴場を営营す ることの許可の取消し 又は営業の停止の 命令									○		総合事務所長						
三十三	公衆 浴場法施行 規則（昭和 23年厚生省 令第27号） に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同規則第4条の規 定による業として公 衆浴場を営营すこ との許可の申請書に 記載した事項の変更 又は営業の停止若し しくは廃止の届出の受 理									○		総合事務所長						
三十四	鳥取 県公衆浴場 法施行条例	1 同条例第3条第9 項の規定による水質 基準に係る届出の受									○		総合事務所長						



	の検査の実施									
	17 同法第30条第4項の規定による調査の申出の受理								○	
	18 同法第30条第5項の規定による調査の実施及び結果の通知								○	
	19 同法第32条第1項の規定による意見の聴取								○	
三十六 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年厚生省令第37号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第6条の規定による組合の役員に変更があった旨等の届出の受理								○	
	2 同規則第11条の規定による組合員の異動に関する報告書の受理								○	
三十七 建築物における衛生上の安全の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の規定による特定建築物に於ける全ての届出及び届出事項の変更の届出の受理並びに都道府県労働局長への通知								○	総合事務所長
	2 同法第1条の規定による特定建築物の所有者等に対する報告の徴収又は特定建築物への立入検査								○	総合事務所長
	3 同法第2条の規定による特定建築物の所有者等に対する必要な措置をとるべきことの命令又は特定建築物等の使用の停止若しくは制限								○	総合事務所長
	4 同法第2条の2第1項の規定による建築物における清掃を行う事業を営んでいる者の営業等の登録								○	総合事務所長
	5 同法第2条の4の規定による登録営業所の登録の取消し								○	総合事務所長
	6 同法第2条の5第1項の規定による登録業者に対する報告の徴収又は登録営業所への立入検査等の実施								○	総合事務所長
	7 同法第3条第2項の規定による国等に対する必要な説明又は資料の提出の要求								○	総合事務所長
三十八 化製場等に関する法律(昭和42年法律第140号)に基づく知事の権限に属する事務(計画課長に委任したものを除く。)	1 同法第2条の規定による死亡搬送部破場外における死亡獣畜の解体等の許可								○	総合事務所長
	2 同法第3条の規定による化製場又は死亡搬送部破場の設置の許可及びその構造設備の変更の届出の受理								○	
	3 同法第6条の規定による化製場若しくは死亡搬送部破場の設置者等に対する報告の請求又は化製場								○	総合事務所長



若しくは死亡獣畜取扱場への立入り及びその構造設備等の検査									
4 同法第6条の2の規定による化糞場又は死亡獣畜取扱場の構造設備の公衆衛生上必要な基準に適合するため必要な措置等の命令							○		総合事務所長
5 同法第7条の規定による化糞場若しくは死亡獣畜取扱場の設置の許可の取消し又はその施設の使用の制限若しくは禁止の命令			○						
6 同法第8条において準用する同法第3条の規定による製造又は貯蔵の施設の設置の許可及びその構造設備の変更の届出の受理			○						
7 同法第8条において準用する同法第6条の規定による製造又は貯蔵の施設の設置者等に対する報告の請求又はその施設への立入り及びその構造設備等の検査							○		総合事務所長
8 同法第8条において準用する同法第6条の2の規定による製造又は貯蔵の施設の構造設備の公衆衛生上必要な基準に適合させるため必要な措置等の命令							○		総合事務所長
9 同法第8条において準用する同法第7条の規定による製造又は貯蔵の施設の設置の許可の取消し若しくはその施設の使用の制限若しくは禁止の命令又はその処分を受ける者へのその処分の原因と認められる違反行為の通知若しくは説明等の機会の供与			○						
10 同法第9条第1項の規定による動物の飼養等について許可を受けなければならない区域の指定			○						
11 同法第9条第1項の規定による動物の飼養等について許可を受けなければならない区域内における動物の飼養等の許可							○		総合事務所長
12 同法第9条第4項の規定による動物の飼養等について許可を受けなければならない区域として新たに指定された区域内において動物の飼養等をしている場合における動物の種類等の届出の受理							○		総合事務所長
13 同法第9条第5項において準用する同							○		総合事務所長



受理							
9 同法第9条第2項において準用する同法第7条第1項の規定による増産又は動力の装置の許可の取消し及び同条第2項の規定による公益上必要な措置の命令				○			
10 同法第9条第2項において準用する同法第8条の規定による原因回復の命令				○			
11 同法第10条第1項の規定による温泉の採取の制限の命令				○			
12 同法第11条第1項の規定による環境大臣への協議				○			
13 同法第12条第1項の規定による温泉のゆう出量等に対する影響の防止に必要な措置の命令及び同条第2項の規定による関係行政庁への協議				○			
14 同法第14条第3項の規定による温泉の成分等の標示の届出の受理及び同条第4項の規定による内容の変更の命令						○	総合事務所長
15 同法第15条第1項の規定による温泉成分分析を行う施設の登録及び同条第2項の規定による登録の申請の受理				○			
16 同法第15条第3項の規定による登録等への登録				○			
17 同法第16条の規定による登録分析機関の変更の届出の受理						○	
18 同法第17条第1項の規定による登録分析機関の廃止の届出の受理						○	
19 同法第18条の規定による登録分析機関の登録の抹消				○			
20 同法第19条の規定による登録分析機関登録等の復元						○	
21 同法第21条の規定による登録分析機関の登録の取消し				○			
22 同法第24条第1項の規定による温泉成分分析を行う者からの報告の徴収又は立入検査等の実施						○	総合事務所長
23 同法第26条の規定による温泉利用施設等の改善の指示						○	
24 同法第27条第1項の規定による温泉の利用の許可の取消し及び同条第2項の規定による温泉の利用の制限等の命令				○			

	25	同法第30条第1項の規定による温泉を採取する者等からの温泉のゆう出量等についての報告の徴収						○	総合事務所長
	26	同法第31条第1項の規定による温泉の利用施設等への立入検査等						○	総合事務所長
四十一 鳥取県温泉法施行細則(昭和62年鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同細則第4条の規定による温泉静置許可申請書の記載事項の変更の届出の受理						○	
	2	同細則第7条第1項の規定による温泉ゆう出量のしゅんせつ等の届出の受理及び同条第2項(おん)で準用する温泉法第6条第1項の規定による温泉ゆう出量のしゅんせつ工事等の完了又は廃止の届出の受理						○	
	3	同細則第8条の規定による温泉のゆう出状況の報告の受理						○	
	4	同細則第9条の規定による温泉採掘権の譲渡の届出の受理						○	
	5	同細則第10条の規定による温泉の採取の廃止等の届出の受理						○	
	6	同細則第11条の規定による原状回復の報告の受理						○	
	7	同細則第14条の規定による温泉利用施設の設備の改修の届出の受理						○	総合事務所長
	8	同細則第15条の規定による温泉の利用の廃止の届出の受理						○	総合事務所長
四十二 鳥取県温泉法施行細則の一部を改正する規則(平成4年鳥取県規則第11号)第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の鳥取県温泉法施行細則に基づく知事の権限に属する事務	1	同細則第4条の規定による温泉静置工事等の着手等の届出の受理						○	
四十三 不当	1	同法第9条の2の規定による違反行為を取りやめるべきこと等の指示(昭和37年法律第134号)に	○						
	2	同法第9条の3第1項の規定による適当な措置をとるべきことの要求	○						
	3	同法第9条の4第1項の規定による景品類等に関する報告の要求及び事務等への立入検査の実施	○						

四十四 物産 統制令施行 令 (昭和27 年政令第 319号) 第 11条及び附 則第4項の 規定により 知事の権限 に属するも のとされた 物産統制令 (昭和21年 勅令第118 号) に基づ く事務	1 同令第3条第1項 ただし書の規定によ る統制措置を起る契 約、支払又は受領の 禁止の例外について の許可	○							
	2 同令第4条の規定 による公衆浴場入浴 料金の統制額の指定	○							
	3 同令第8条の2た だし書の規定による 履行中の専断の変更 、消滅等の禁止の例 外について別段の 定めの規定又は許可	○							
	4 同令第30条の規定 による報告の徴収、 帳簿の作成の命令又 は検査の実施	○							
四十五 家庭 用品品質表 示法施行令 (昭和47年 政令第390 号) 第3条 の規定によ り知事の権 限に属する ものとされ た家庭用品 品質表示法 (昭和47年 法律第104 号) に基づ く事務	1 同法第4条第1項 の規定による表示事 項の表示又は遵守事 項の遵守をすべきこ との指示					○			
	2 同法第4条第2項 の規定による指示に 従わぬ旨の公表	○							
	3 同法第10条第2項 の規定による家庭用 品の品質に関する表 示の調査						○		
	4 同法第9条第1項 の規定による販売業 者からの報告の徴収 及び品質等への立入 検査の実施						○		
四十六 消費 生活用製品 安全法施行 令 (昭和49 年政令第48 号) 第10条 の規定によ り知事の権 限に属する ものとされ た消費生活 用製品安全 法 (昭和48 年法律第31 号) に基づ く事務	1 同法第3条第1項 の規定による特定製 品の販売の業務の状 況に関する報告の徴 収					○			
	2 同法第4条第1項 の規定による特定製 品の販売の事業を行 う者の事務等への 立入検査の実施					○			
	3 同法第5条第1項 の規定による特定製 品の所有者等に対す る特定製品を提出す べきことの命令					○			
四十七 計量 法 (平成4 年法律第31 号) に基づ く知事の権 限に属する 事務 (計理 村長に委任 したものを 除く。)	1 同法第10条第2項 の規定による必要な 措置をとるべきこと の勧告					○			
	2 同法第10条第3項 の規定による勧告に 従わぬ旨の公表	○							
	3 同法第15条第1項 の規定による必要な 措置をとるべきこと の勧告					○			
	4 同法第15条第2項 の規定による勧告に 従わぬ旨の公表	○							
	5 同法第15条第3項 の規定による勧告に 係る措置をとるべき ことの命令					○			
	6 同法第16条第1項					○			



18	同法第1条第1項の規定による販売の事業の届出の受理						○	
19	同法第1条第2項において準用する同法第12条第1項又は第16条第1項の規定による販売の事業を行う者に係る事業の変更又は廃止の届出の受理						○	
20	同法第2条第2項の規定による遵守事項を遵守すべきことの届出						○	
21	同法第2条第3項の規定による届出に役付であった旨の公表	○						
22	同法第2条第4項の規定による届出に係る措置をとるべきことの命令						○	
23	同法第3条第1項ただし書の規定による輸出のため特定計量器を製造する旨の届出又は同条第2項ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理						○	
24	同法第5条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理						○	
25	同法第7条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による輸出のため特定計量器の調整等をする旨の届出の受理						○	
26	同法第7条第2項の規定による装置検査の実施						○	
27	同法第8条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を製造する旨の届出の受理						○	
28	同法第8条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理						○	
29	同法第9条第2項の規定による品質管理の方針についての検査の実施		○					
30	同法第16条第1項ただし書の規定による輸出のため特定計量器を製造する旨の届出の受理						○	
31	同法第102条第1項の規定による基準器検査の実施						○	
32	同法第107条の規定による計量証明の事業の登録		○					
33	同法第110条第1		○					

	項の規定による事業 規程又はその変更の 届出の受理								
34	同法第10条第2 項の規定による事業 規程を変更すべきこ との命令							○	
35	同法第11条の規 定による必要措置 をとるべきことの命 令							○	
36	同法第13条の規 定による登録の取消 し及び事業の停止の 命令		○						
37	同法第16条第1 項の規定による計量 証明検査の実施							○	
38	同法第20条第1 項の規定による計量 士の検査を行った旨 の届出の受理							○	
39	同法第27条第3 項の規定による計量 管理の方法について の検査の実施		○						
40	同法第47条第1 項の規定による届出 製造事業者等からの 業務に関する報告の 徴収							○	
41	同法第47条第3 項の規定による指定 定期検査機関等から の業務又は管理の状 況に関する報告の徴 収							○	
42	同法第48条第1 項の規定による工場 等への立入り、計量 器等の検査又は関係 者への質問の実施							○	
43	同法第48条第3 項の規定による事務 所等への立入検査又 は関係者への質問の 実施							○	
44	同法第49条第1 項の規定による計量 器等の届出の命令							○	
45	同法第50条第1 項の規定による特定 物象量の表記の標榜		○						
46	同法第51条第1 項の規定による検定 証印等の除去							○	
47	同法第53条第1 項の規定による装置 検査証明の除去							○	
48	同法第54条第1 項の規定による検定 証印等の除去							○	
49	同法第59条第2 項の規定による定期 検査機関の指定等の 公示		○						
四十八	計量 法施行令（ 平成5年政 令第329号 ）第11条第 1 すべて の事務		○						



1項又は第2項の規定により知事の権限に属するものとされた計量法に基づく事務（伊予市長に委任したものを除く。）									
一 消費生活センター	1 同法第6条第2項の規定による標準価格等の表示をすべきことの指示 （昭和49年政令第4号）							○	
	2 同法第6条第3項の規定による指示に従った旨の公表		○						
	3 同法第7条第1項の規定による指定物資を標準価格等以下の価格で販売をすべきことの指示							○	
	4 同法第7条第2項の規定による指示に従った旨の公表		○						
	5 同法第30条第1項の規定による業務等に関する報告の要求及び営業所等への立入検査の実施							○	
二 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年政令第200号）第2条	1 同法第3条の規定による特定物資の価格の動向等に関する調査							○	
	2 同法第4条第1項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの指示		○						
	3 同法第4条第2項の規定による特定物資の買渡しをすべきことの命令		○						
	4 同法第4条第4項の規定による売渡しに関する裁定		○						
	5 同法第5条第1項の規定による業務等に関する報告の要求及び営業所等への立入検査の実施							○	
	6 同法第5条第2項の規定による倉庫等への立入検査の実施							○	
三 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条第3項ただし書の規定による組合員以外の者に組合の事業を利用させることの許可							○	
	2 同法第2条第5項の規定による組合に対する措置の命令							○	
	3 同法第26条第2項の規定による模範定款列の裁定							○	
	4 同法第2条第3項で準用する民法第66条の規定による仮理事の選任							○	
	5 同法第3条第3項		○						

	の規程による定款の変更の認可								
	6 同法第33条第4項の規程による規約の設定、変更又は廃止の認可	○							
	7 同法第38条の規定による組合の設立の認可	○							
	8 同法第32条第2項の規程による組合の解散の認可	○							
	9 同法第33条第1項の規程による解散組合の継承の認可	○							
	10 同法第35条第2項の規程による組合の合併の認可	○							
	11 同法第30条の規定による組合の業務又は財産の状況に関する報告の徴収					○			
	12 同法第30条の2の規定による組合員等に関する報告の徴収					○			
	13 同法第30条の3の規定による組合の業務又は会計の状況に関する報告又は資料の提出の要求					○			
	14 同法第34条の規定による組合の業務又は会計の状況の検査					○			
	15 同法第4条の2の規定による組合に対する定款の変更等監督上必要な命令	○							
	16 同法第5条の規定による組合に対する措置の命令、事業の停止の命令及び解散の命令	○							
	17 同法第5条の2の規定による規約の設定等の認可の取消し	○							
	18 同法第36条第1項の規程による組合の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し		○						
四 消費生活の安定及び向いに関する条例(昭和66年鳥取県条例第5号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第7条の規定による危害商品等の調査					○			
	2 同条例第8条第1項の規程による危害商品等の積貯の中止等の勧告					○			
	3 同条例第8条第2項の規程による危害商品等の積貯の中止等の勧告に基づいて講じた措置等に関する報告の要求					○			
	4 同条例第8条第3項の規程による危害商品等の積貯の中止等の勧告に基づき、旨の公表					○			
	5 同条例第9条第3項の規程による自主						○		

	基準の設定等についての指導及び助言								
6	同条例第10条第1項の規定による県基準の制定又は変更、廃止	○							
7	同条例第11条第1項の規定による県基準の遵守の勧告					○			
8	同条例第11条第2項の規定による県基準の遵守の勧告に従わない旨の公表					○			
9	同条例第11条の2第1項の規定による不当な取引方法の指定又は変更、廃止	○							
10	同条例第11条の4第1項の規定による不当な取引方法等の調査						○		
11	同条例第11条の4第2項の規定による合理的な根拠を示す資料の提出の要求						○		
12	同条例第11条の5の規定による情報の公表						○		
13	同条例第11条の6第1項の規定による不当な取引方法の改善等の勧告						○		
14	同条例第11条の6第2項の規定による不当な取引方法の改善等の勧告に基づいて講じた措置等についての報告の要求						○		
15	同条例第11条の6第3項の規定による不当な取引方法の改善等の勧告に従わない旨の公表						○		
16	同条例第11条の7の規定による事業者名等の必要な情報の公表						○		
17	同条例第11条の8第1項及び第2項の規定による不当な取引方法の未然防止に係る調査及び指導並びに当該調査及び指導に必要な資料の提出等の要求						○		
18	同条例第13条第1項の規定による消費者からの苦情の処理							○	
19	同条例第14条第3項の規定によるあっせん等に係る資料の提出が、旨等の公表						○		
20	同条例第15条の規定による調査に要する費用に充てる資金の貸付等						○		
21	同条例第16条第2項の規定による資金の返還猶予又は免除						○		
22	同条例第17条第1						○		

		項の規定による生活関連物資の価格の動向等の情報の公表								
		23 同条例第18条の規定による生活関連物資の調査						○		
		24 同条例第19条第1項の規定による事業活動の是正の勧告						○		
		25 同条例第19条第2項の規定による事業活動の是正の勧告に基づいて講じた措置についての報告の要求						○		
		26 同条例第19条第3項の規定による事業活動の是正の勧告に従わず旨の公表						○		
		27 同条例第20条の規定による緊急調査に係る情報の公表						○		
		28 同条例第21条の規定による生活関連物資の供給の確保等の協力の要請						○		
		29 同条例第31条第1項の規定による資料の提出又は当該事業者の事務所等への立入調査						○		
		30 同条例第31条第3項の規定による虚偽の資料の提出等又は立入調査を拒否した旨等の公表						○		
五	特定卸取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号)第18条の規定による知事の権限に属するものとされた特定卸取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に基づく事務	1 同法第7条の規定による必要な措置をとるべきことの指示						○		
		2 同法第8条第1項の規定による期間販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことの命令						○		
		3 同法第8条第2項の規定による命令をした旨の公表						○		
		4 同法第8条の規定による必要な措置をとるべきことの指示						○		
		5 同法第9条第1項の規定による連帯販売業に係る連帯販売取引について勧告を行い、若しくは勧告者に行わせることを停止し、又は連帯販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことの命令						○		
		6 同法第9条第4項の規定による命令をした旨の公表						○		
		7 同法第16条の規定による必要な措置をとるべきことの指示						○		
		8 同法第17条第1項の規定による特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことの命令						○		

9	同法第7条第2項の規定による命令をした旨の公表					○							
10	同法第6条の規定による必要な措置をとるべきことの指示					○							
11	同法第7条第1項の規定による業務提供（機械等）の全部又は一部を停止すべきことの命令					○							
12	同法第7条第2項の規定による命令をした旨の公表					○							
13	同法第30条第2項の規定による必要な調査及び適当な措置の実施					○							
14	同法第6条第1項の規定による報告の徴収又は事業所等への立入検査の実施									○			
六	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成5年政令第9号）第7条の規定に基づく知事権限に属するものとされたゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第33号）に基づく事務	1	同法第10条の規定による必要な措置をとるべきことの指示		○								
		2	同法第11条第1項の規定による会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことの命令		○								
		3	同法第11条第2項の規定による命令をした旨の公表		○								
		4	同法第7条第1項の規定による報告の徴収及び事業所への立入検査の実施			○							
七	鳥取県立消費生活センター管理規則（昭和46年鳥取県規則第8号）に基づく知事権限に属する事務	1	同規則第4条の規定による指示							○			

景観

一 略  
二 鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号）に基づく知事権限に属する事務

5	同条例第3条第1項又は第7条第1項の規定による必要な措置を講ずべきことの指導（一） <u>建築物の構造に係るもの</u>							○					
	（二） <u>（一）以外のもの</u>									○		総合事務所長	

景観

一 略  
二 鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号）に基づく知事権限に属する事務

5	同条例第3条第1項又は第7条第1項の規定による必要な措置を講ずべきことの指導（一） <u>周辺の景観に与える影響が等しいと認められる行為に係るもの</u>									○			
	（二） <u>建築物の構造に係るもの（（一）に係るものを除く。）</u>										○		
	（三） <u>屋外における物品の集積又は貯蔵に係るもの（（一）に係るものを除く。）</u>											○	保健所長
	（四） <u>木竹の伐採及び掘削（掘削区域外）における土地の区画形成の変更に係るもの（（一）に係るもの（（一）に係るもの（（一）に係るものを除く。）</u>											○	総合事務所長 地方農村振興局長



	ものに係るもの (三) その規模が5 ヘクタール未満の ものに係るもの								○	総合事務所長
23	同法第22条の規定 による開発行為の同 意(国有土地に係る ものに限る。)								○	総合事務所長
24	同法第25条の2第 1項の規定による開 発行為の変更の許可 (一) 21の(一)若し くは(二)又は22の (一)若しくは(二) の許可に係るもの (二) 21の(三)又は 22の(三)の許可に 係るもの						○			総合事務所長
25	同法第25条の2第 3項の規定による開 発行為の軽微な変更 の届出の受理 (一) 21の(一)若し くは(二)又は22の (一)若しくは(二) の許可に係るもの (二) 21の(三)又は 22の(三)の許可に 係るもの						○			総合事務所長
26	同法第26条第1項 の規定による開発行 為に関する工事の完 了の届出の受理									総合事務所長
27	同法第26条第2項 の規定による開発行 為に関する工事の完 了の検査及び検査済 証の交付									総合事務所長
28	同法第26条第3項 の規定による開発行 為に関する工事が完 了した旨の公告									総合事務所長
29	同法第27条第1号 の規定による建築物 の建築又は特定工作 物の建設についての 承認									総合事務所長
30	同法第28条の規定 による開発行為に関 する工事の廃止の届 出の受理 (一) 21の(一)若し くは(二)又は22の (一)若しくは(二) の許可に係るもの (二) 21の(三)又は 22の(三)の許可に 係るもの						○			総合事務所長
31	同法第31条第1項 の規定による建築物 の建ぺい率等の制限 の敷定 (一) 21の(一)若し くは(二)又は22の (一)若しくは(二) の許可に係るもの						○			総合事務所長
	ものに係るもの (三) その規模が5 ヘクタール未満の ものに係るもの									○ 総合事務所長 地方県土整備 局長
23	同法第22条の規定 による開発行為の同 意(国有土地に係る ものに限る。)									○ 総合事務所長 地方県土整備 局長
24	同法第25条の2第 1項の規定による開 発行為の変更の許可 (一) 21の(一)若し くは(二)又は22の (一)若しくは(二)の 許可に係るもの (二) 21の(三)の (1)若しくは(2) のイ若しくはハ又は 22の(三)の許可 に係るもの (三) 21の(三)の (2)のイの許可に 係るもの						○			○ 総合事務所長 地方県土整備 局長
25	同法第25条の2第 3項の規定による開 発行為の軽微な変更 の届出の受理 (一) 21の(一)若し くは(二)又は22の (一)若しくは(二) の許可に係るもの (二) 21の(三)の (1)若しくは(2) のイ若しくはハ又は 22の(三)の許可 に係るもの						○			○ 総合事務所長 地方県土整備 局長
26	同法第26条第1項 の規定による開発行 為に関する工事の完 了の届出の受理									○ 総合事務所長 地方県土整備 局長
27	同法第26条第2項 の規定による開発行 為に関する工事の完 了の検査及び検査済 証の交付									○ 総合事務所長 地方県土整備 局長
28	同法第26条第3項 の規定による開発行 為に関する工事が完 了した旨の公告									○ 総合事務所長 地方県土整備 局長
29	同法第27条第1号 の規定による建築物 の建築又は特定工作 物の建設についての 承認									○ 総合事務所長 地方県土整備 局長
30	同法第28条の規定 による開発行為に関 する工事の廃止の届 出の受理 (一) 21の(一)若し くは(二)又は22の (一)若しくは(二) の許可に係るもの (二) 21の(三)の (1)若しくは(2) のイ若しくはハ又は 22の(三)の許可 に係るもの						○			○ 総合事務所長 地方県土整備 局長
31	同法第31条第1項 の規定による建築物 の建ぺい率等の制限 の敷定 (一) 21の(一)若し くは(二)又は22の (一)若しくは(二) の許可に係るもの						○			○ 総合事務所長 地方県土整備 局長













八 屋外広告物法 (昭和24年法律第189号) に基づく知事の権限に属する事務 (市町村長に委任したものを除く。)	1 同法第7条第2項の規定による広告物等の除却等の措置									○	総合事務所長
	2 同法第7条第4項の規定によるより紙等の除却									○	総合事務所長
九 鳥取県屋外広告物条例 (昭和37年鳥取県条例第31号) に基づく知事の権限に属する事務 (市町村長に委任したものを除く。)	1 同条例第7条の4第2項の規定による広告物等の除却の届出の受理									○	総合事務所長
	2 同条例第8条の規定による広告物等の除却、改修、移築その他の措置の命令									○	総合事務所長
	3 同条例第9条の2の規定による許可の取消し									○	総合事務所長
	4 同条例第9条の3第1項の規定による必要な報告及び資料の提出の要求並びに立入検査									○	総合事務所長
十 地方拠点都市地域整備法 (昭和64年法律第6号) に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項 (同法第5条第2項を含む。) の規定による地方拠点都市地域の指定	○									
	2 同法第4条第2項 (同法第5条第2項を含む。) の規定による地方拠点都市地域の指定についての主務大臣への協議		○								
	3 同法第4条第3項 (同法第5条第2項を含む。) の規定による地方拠点都市地域の指定についての関係市町村への協議			○							
	4 同法第5条第1項の規定による地方拠点都市地域の変更又は廃除				○						
	5 同法第6条第6項 (同法第7条第2項を含む。) の規定による基本計画の同意					○					
十二 国土利用計画法 (昭和49年法律第2号) に基づく知事の権限に属する事務 (市町村に委任したものを除く。)	1~26 略										
	27 同法第27条の5第3項の規定による <u>通知</u> をする必要がないと認めたとときの通知									○	
	28~33 略										
	34 同法第27条の6第3項において準用する第2条第10項の規定による <u>地価の動向</u> に関する調査の実施									○	
	35~49 略										
十二 略											

七 屋外広告物法 (昭和24年法律第189号) に基づく知事の権限に属する事務 (市町村長に委任したものを除く。)	1 同法第7条第2項の規定による広告物等の除却等の措置										○ 総合事務所長 地方県土整備局長
	2 同法第7条第3項及び第4項の規定によるより紙等の除却										○ 総合事務所長 地方県土整備局長
八 鳥取県屋外広告物条例 (昭和37年鳥取県条例第31号) に基づく知事の権限に属する事務 (市町村長に委任したものを除く。)	1 同条例第7条の3第2項の規定による広告物等の除却の届出の受理										○ 総合事務所長 地方県土整備局長
	2 同条例第8条の規定による広告物等の除却、改修、移築その他の措置の命令										○ 総合事務所長 地方県土整備局長
	3 同条例第9条の2の規定による許可の取消し										○ 総合事務所長 地方県土整備局長
	4 同条例第9条の3第1項の規定による必要な報告及び資料の提出の要求並びに立入検査										○ 総合事務所長 地方県土整備局長
九 国土利用計画法 (昭和49年法律第2号) に基づく知事の権限に属する事務 (市町村に委任したものを除く。)	1~26 略										
	27 同法第27条の5第3項の規定による <u>通知</u> をする必要がないと認めたとときの通知									○	
	28~33 略										
	34 同法第27条の6第3項において準用する第2条第10項の規定による <u>地価の動向</u> に関する調査の実施									○	
	35~49 略										
十二 略											





